第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

第２表

事 業 報 酬 総 括 表　（単位：千円）

項　目			金　額（第４条第２項第１号関係）	金　額（第４条第２項第２号関係）	備　考
レートベース	特定固定資産				
	建設中の資産				
	核燃料資産				
	特定投資				
	運転資本	営業資本			
		貯蔵品			
		小　計			
	繰延償却資産				
（A）：レートベースの額の合計額					
（B）：報酬率（%）					電気事業報酬額
（C）：（A）×（B）			①	②	①－②：

原価算定期間を、平成　年　月から平成　年　月までの　年として算定した。

第３表

事 業 報 酬 総 括 表　（単位：千円）

項　目			金　額（第４条第３項第１号関係）	金　額（第４条第３項第２号関係）	金　額（第４条第３項第３号のうち事業者のレートベースの額）	備　考
レートベース	特定固定資産					
	建設中の資産					
	核燃料資産					
	特定投資					
	運転資本	営業資本				
		貯蔵品				
		小　計				
	繰延償却資産					
（A）：レートベースの額の合計額			①	②	③	
（B）：報酬率（%）					電気事業報酬額※	※（④－⑤）×（③／①－②）
（C）：（A）×（B）			④	⑤		

原価算定期間を、平成　年　月から平成　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

第４条第３項第２号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、託送料金算定規則第５条第２項又は旧託送料金算定規則第５条第２項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ（A）、（B）、（C）に記載すること。

第４表

控 除 収 益 総 括 表　（単位：千円）

項　目	金　額	備　考
遅収加算料金		
地帯間販売電源料		
地帯間販売送電料	（　）	
他社販売電源料		
他社販売送電料	（　）	
託送収益	（　）	
事業者間精算収益		
電気事業雑収益		
預金利息		
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分		
合　計		

原価算定期間を、平成　年　月から平成　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

1　地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量（10^6kWh）を，備考欄に記載すること。

2　地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の（　）内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

注　1　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

2　記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

3　火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。